

農地法に関する事務を農業委員会に委任する規則の一部を改正する規則

農地法に関する事務を農業委員会に委任する規則（平成24年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び第4項」を削り、同号イ中「及び第5条第3項において準用する法第3条第5項」を「（法第5条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同号キ中「、サ、シ、セ及びソ」を「及びサからソまで」に改め、同号コ中「、サ、シ、セ及びソ」を「及びサからソまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。